

## 宮城ゴールデンレトリバークラブ規約

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは、宮城ゴールデンレトリバークラブ『MGRC』とする  
(以下「宮ゴル会」という)。

(目的)

第2条 ゴールデンレトリバーのオーナー同士の親睦を深め、ゴールデンレトリバーとの生活をより豊かにすることを目的とする。

(事務局)

第3条 宮ゴル会の事務局所在地は、ワン&オンリー ドッグクラブ内に置く。

### 第2章 役員

(役員)

第4条 宮ゴル会の運営にあたり、次の役員を置く(任期2年)

会長 1名

副会長 1名

事務局 2名(うち1名はワン&オンリー ドッグクラブより選出)

その他役員 複数名

役員会で選出し、本人同意の上で任命する。

### 第3章 会員

(会員)

#### 第5条 会員資格

1. 社会通念上のルールが守れ、愛犬家としての自覚を持ち公共の場でマナーを守れる方
2. ゴールデンレトリバーを飼われている方、又はゴールデンレトリバーを飼いたいと検討中の方、もしくはゴールデンレトリバーという犬種が好きでふれあいたい方
3. 愛犬の鑑札、狂犬病予防注射済証、ワクチン接種証明書をお持ちの方(海外在住の愛犬を除く)
4. 営利目的の参加や宗教勧誘を行わない方
5. 当規約に同意いただける方

(入会)

#### 第6条

1. 宮ゴル会に入会される方は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、一頭あたり入会金1000円(会員証及び宮ゴル会ステッカー代)を支払って手続きを完了とする。
2. オーナーが未成年者の場合は、親権者の同意が必要。この場合、親権者は本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。
3. 噛傷事故や犬同士の喧嘩等、トラブルが発生しても宮ゴル会では責任を負わない。当事者同士で

話し合い解決することに同意する。

(除名)

第7条 宮ゴル会の規約等に違反したとき、又は宮ゴル会の名誉を傷つけ若しくは目的に反する行為をしたときは、役員全員の同意により除名できる。この場合、議決前にその会員に弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第8条 下記事項に該当するものは退会者とみなす

- (1) 退会届け(書式は任意)を会長に届け出た者
- (2) 除名された者
- (3) 住所移転や電話番号・メールアドレス変更等で連絡が取れず、2年以上音信不通の者
- (4) 入会金を支払う意思のない者

#### 第4章 会計

(会計)

第9条 宮ゴル会の経費はイベントの都度、参加者より回収し役員が管理を行う。

- (1) 年会費(なし)
- (2) イベント会費(参加者より回収)

イベント会費の運用について、会計報告及び会計監査役の選出は行わない。

上記同意の上、イベントに参加する。

#### 第5章 会員の個人情報等

(個人情報)

第10条 宮ゴル会は、会員が入会申込書に記載した会員に関する氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の個人情報(以下「会員情報」という)を以下の目的で利用する。

- (1) 宮ゴル会の活動やイベント等に関する連絡
- (2) その他、役員が必要と判断した時

(会員情報)

第11条 会員情報は役員が管理を行い、宮ゴル会の活動以外の目的に利用してはならない。

#### 第6章 規約の変更等

(規約の変更)

第12条 規約は必要に応じて随時改正することができる。その場合、役員全員の同意を必要とする。

#### 附則

1. この規約は2012年3月1日より施行する。

初版 2012年3月1日発行(作成 宮ゴル会会長 羽場章人)